

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含まず。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【長野県】

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示(B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課室等	電話番号	
県営住宅への入居申込み(世帯としての申込み)	○		建設事務所建築担当課 長野県住宅供給公社	【建設事務所】 佐久 0267-63-3159 上田 0268-25-7143 諏訪 0266-57-2923 伊那 0265-76-6831 飯田 0265-53-0433 木曾 0264-25-2229 松本 0263-40-1934 大町 0261-23-6524 長野 026-234-9529 北信 0269-23-0220 【長野県住宅供給公社】 佐久 0267-78-5410 上田 0268-29-7010 諏訪 0266-54-2010 伊那 0265-98-7450 飯田 0265-48-0460 松本 0263-47-0240 長野 026-227-2322	届出受領証等の提示に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要です。
県税に係る納税証明書の代理申請 (自動車税種別割(継続検査用、構造等変更検査用) の納税証明書の請求は除く)	○		税務課総務係	026-235-7046	申請者本人と代理人との関係性の確認が必要な場合(委任欄が申請者の自署でない場合)に、家族関係にあることを証明するものの一つとして、長野県パートナーシップ届出制度の届出受領証を提示いただけます。
犯罪被害者等の遺族見舞金の給付申請		○	人権・男女共同参画課	026-235-7106	届出をしていなくても申請は可能です。届出受領証等が提示されれば、被害者との関係性を判断する資料として考慮されます。
自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課自動車税係	026-235-7051	要件の中に、「障がい者の日常生活のため、生計を一にする方が自動車を所有・運転する」場合があります。生計が一であるかどうかは、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無に関わらず、市町村の発行する同一生計証明書により判断します。
ながの結婚応援パスポート事業		○	次世代サポート課次世代企画係	026-235-7207	1年以内に長野県パートナーシップ届出制度への届出を予定していること等の要件を満たすことが必要です。
ながの子育て家庭優待パスポート事業		○	次世代サポート課次世代企画係	026-235-7207	対象となる子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)と同居していること等の要件を満たすことが必要です。
養育里親登録		○	児童相談・養育支援室	026-235-7099	養育者の補助者として養育に関わることができる成人の同居親族等であること等の要件を満たすことが必要です。
DV相談窓口の利用		○	女性相談センター 男女共同参画センター(女性用) 男女共同参画センター(男性用)	026-235-5710 0266-22-8822 0266-22-7111	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に相談できます。 男女共同参画センターは、女性用電話番号では女性職員が、男性用電話番号では男性職員が対応します。

生活保護制度		○	町村にお住まいの方 地域の県福祉事務所 (小県郡は、佐久福祉事務所へ) 佐久福祉事務所 諏訪福祉事務所 上伊那福祉事務所 下伊那福祉事務所 木曾福祉事務所 松本福祉事務所 北安曇福祉事務所 長野福祉事務所 北信福祉事務所 ・市にお住まいの方 各市の窓口	0267-63-3140 0266-57-2911 0265-76-6811 0265-23-1111 0264-25-2219 0263-40-1913 0261-23-6508 026-225-9085 0269-62-3943	資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。同一の住居に居住し、生計も同一の場合には、ひとつの世帯として認定し、生活保護を適用します。
住居確保給付金事業		○	町村にお住まいの方 地域のまいさぼ (小県郡は、まいさぼ信州佐久へ) まいさぼ信州佐久 まいさぼ信州諏訪 まいさぼ上伊那 まいさぼ下伊那 まいさぼ木曾 まいさぼ東筑 まいさぼ大町 まいさぼ信州長野 まいさぼ飯山 ・市にお住まいの方 各市のまいさぼ	0267-78-5255 0266-75-1202 0265-96-7845 0265-49-4380 0264-24-0057 0263-88-0180 0261-22-7083 026-267-7088 0269-67-0269	収入や資産、求職活動等の支給要件を満たすこと等の要件をみたすことが必要です。同一の世帯に居住し、生計も同一の場合には、ひとつの世帯とします。
特定不妊治療 ・妊活検診（不妊検査）費用助成事業 ・不妊治療（先進医療）費用助成事業 ・不育症治療支援事業		○	保健・疾病対策課母子保健係	026-235-7141	生物学的に男女のカップルであること等の要件を満たすことが必要です。
特定不妊治療 ・不育症検査費用助成事業		○	保健・疾病対策課母子保健係	026-235-7141	対象となる検査により要件が異なるため、お問い合わせください。
心身障害者扶養共済制度		○	障がい者支援課在宅支援係	026-235-7104	障がいのある方を現に扶養している親族等であること等の要件を満たすことが必要です。また、掛け金の支払いが必要になります。
世帯用職員宿舍への入居		○	職員課厚生係	026-235-7034	県職員が対象です。 長野県パートナーシップ届出制度への届出が必要です。
職員の休暇、手当等		○	人事課給与係	026-235-7033	県職員が対象です。
職員互助会の給付	○		県職員互助会	026-235-7038	県職員が対象です。